

平成 29 年 5 月 24 日現在

機関番号：13901

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2016

課題番号：26380031

研究課題名(和文) 租税システムの情報収集機能に基づいた公的・私的給付統合に関する研究

研究課題名(英文) Study on the integration system of public and personal payments based on the information collection function of taxation

研究代表者

高橋 祐介 (TAKAHASHI, Yusuke)

名古屋大学・法学研究科・教授

研究者番号：50304291

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,500,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、生活の質を保障する基準としての個々人の「持続可能な消費能力」に注目し、そのような能力を包括的に把握するための租税・社会保障上の課税・給付モデルを探求することを目的とする。

(1) 現行の制度では、生活の質保障のための課税・給付ベースに大きな欠陥を生じていること(損害賠償や、相続・贈与など)、(2) 税や社会保障上の情報収集・利用につき、情報監査制度などによるプライバシー保護に配慮しつつ、積極的なマイナンバー制度活用が求められることなどが指摘される。

研究成果の概要(英文)：In order to insure the quality of life, this study focuses on individual's "capacity of sustainable consumption" and explores the model for tax and social benefits payments to measure such capacity.

(1) Under the current system, there are many defects or holes in tax (and social security benefit) base, including damage awards and inheritance, so that we cannot measure each person's quality of life, (2) so-called "my number" system should be positively utilized to gathering information for tax and social security, with the Information Audit system for protection of individual's privacy.

研究分野：租税法

キーワード：生活保障 情報収集

1. 研究開始当初の背景

(1) 公的・私的給付と「情報の取りこぼし」

日本国憲法の下で、人々は、国等に対して租税（社会保険料含む）をその課税ベースに応じて納付するとともに、家族などから（一般には無償の形で）資産や役務の提供を受け、さらに場合により国等から給付を受けつつ、一定の質が保たれた生活（憲法 25 条 1 項の言葉を借りれば「健康で文化的な最低限度の生活」）を送ることが想定されている。生活の質は、金銭的な側面に限ってみても、一定の消費支出が持続可能な状態で行われることを前提とするが、各人の持続可能な消費支出額が直接に測定されるわけではなく、持続可能な消費支出額測定のための代替基準（つまり間接的な生活の質指標）たる所得や消費、資産についても、それが正確に把握されていないか（例えば所得につき、所得税法 9 条に列挙されている非課税所得を想起されたい）そもそも一部又は全部把握されていない（資産や消費）という意味で、現在の法システムにおける生活（の質）保障機能に対する根本的に疑問が生じる。また、例えば 2013 年 10 月 11 日に公表された厚生労働省「平成 23 年所得再分配調査報告書」

（<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000024829.html>）で、社会保障・税の所得再分配効果が問題となっているが、所得とその再分配効果のみに焦点を当てると、資産が少なく所得が大きい個人や世帯（消費支出の持続可能性が低い）から、資産が大きい低所得世帯（消費支出の持続可能性が高い）へのいわゆる逆再分配の問題を見落とすことになる。個々人が負う実際の税負担と生活（の質）保障が現行制度においても首尾一貫していないことは、申請者がすでに後述する研究業績の中で指摘していることである。

(2) 事業体としての国・地方公共団体

人々が集会的投資や事業を行う法的仕組みを広く事業体と呼び、伝統的な事業体として株式会社のような会社組織、近年有名になってきた事業体として SPC や投資法人、有限責任事業組合などが存在するが、構成員から資金を調達し、必要な構成員に分配し、それにより構成員の生活の質を確保する組織という意味で事業体を捉えると、国や地方公共団体もそのような広義の事業体といえる。

申請者はこれまで、特に非法人事業体を中心としてどのような課税が行われるべきかを研究し、さらに上述のような国や地方公共団体を事業体とみて、その出資ないし拠出（税や社会保険料など）と利益分配（公的給付）さらには私的給付まで取り込んだ包括的課税モデルの検討を行ってきたが、所得税を中心に議論を組み立てようとする租税体系と、より端的にごく局地的・短期的な消費支出に焦点を当てる傾向が強い社会保障との間での制度間の齟齬が大きいこと、及び局

地・短期的な消費支出可能額すら正確に把握されていないものと認められる。

2. 研究の目的

上述の背景を踏まえ、本研究は、生活（の質）保障の基準として、個々人の「持続可能な消費能力」に焦点を当て、このような消費能力を総合的に把握するために、所得（非課税所得含む）のみならず、生活の基盤たる金融資産や不動産等一定の資産をも基準に取り込み、必要な情報収集を行いつつ、消費能力保障とそれを前提とする租税賦課徴収・公的及び私的給付を行うための包括的課税・給付モデルを探ろうというものである。本研究には、以下の特徴がある。

第 1 に、生活（の質）保障基準として、これまで主として着目されてきた所得に代わり、より端的に持続可能な消費能力に焦点を当てる。

第 2 に、事業体モデルを念頭に、最終的にある納税者（や社会保険料負担者）が有する持続可能な消費能力に着目するとともに、しかもその能力には帰属所得や非課税所得（私的給付含む）人的資本なども含む。

第 3 に、税や社会保険料賦課徴収における情報収集機能に着目するとともに、従来はこの情報収集機能から外されてきた私的給付（離婚後に支払われる扶養料など）を積極的に情報収集網に取り込むことを意図し、かつ効率かつ適切な情報収集に際して税や社会保障を取り巻く専門職（弁護士・税理士・社会保険労務士など）の能力と責任を意識しながら、あるべき情報収集網を考察する。

3. 研究の方法

(1) 平成 26 年度

平成 26 年度では、生活（の質）保障の観点から、持続可能な消費能力と現在の課税ベース及び給付ベースの関係を検討する。持続可能な消費能力とは何かを明らかにしつつ、それに照らして、物的・人的資本や一時的な所得に対する課税のあり方、耐久消費財からの帰属所得や家庭内の無償の役務提供、相続・贈与税制度といった税制全体の問題点や社会保障給付のあり方、私的給付非課税の弊害といった諸点を明らかにする。

(2) 平成 27 年度

平成 27 年度では、税や社会保障における情報収集機能、特に源泉徴収制度及び確定申告のあり方について見直すとともに、社会保障・税一体改革に伴い導入予定の納税者番号制度（マイナンバー制度）の影響、専門職責任、資産関連の情報収集のあり方を検討する。

(3) 平成 28 年度

平成 28 年度には、公的・私的年金や生命保険、帰属所得、人的資本課税を念頭に置きながら、生活（の質）を保障するための具体的な課税・給付制度の構築を行う。

4. 研究成果

(1)平成 26 年度

生活の質保障の観点から損害賠償や相続・贈与は大きな意味を有するが、公的給付を行う上で、また私的給付に対する課税を考える上で考慮されてはならず、相対的に損害賠償や相続・贈与によって金銭等を得られる者の生活の質保障が過剰になるとともに、損害賠償や相続・贈与を得られない者が、生活の質保障の観点からは相対的に不利益を被る。また、事前のプランニングにより大きく税負担の軽減を図ることのできる現行の相続・贈与税は、特に国際的租税回避に対して脆弱な側面があり、上述の生活の質保障のアンバランスさを拡大している点で、適切な対処が必要である。

(2)平成 27 年度

本年度に本格稼働の始まったマイナンバー制度の影響を踏まえ、以下の諸点が指摘される。(a) 情報保護につき、近年のプライバシーに関する法理の進展(いわゆる構造論的転回)を受けた情報の流れ(取得・加工・利用・提供)に沿った保護方法の必要性和第三者機関(現在の個人情報保護委員会)の機能拡充による情報監査が重要である。マイナンバー制度自体がむしろ自己情報を十分に利用提示できない情報弱者による自己情報コントロールを十全なものとなし得る可能性がある、マイナンバー制度以前に情報の濫用の可能性があり、それが現在のところまったく議論されていない。(b)例えば国外居住親族に係る扶養控除等の添付等義務化と言った情報の入手に関する法改正以前に、そのような国外居住親族に対して扶養控除を与えるべきか(児童手当は原則として国外居住児童には支給されないことに注意)議論すべきである。(c)いわゆる国外移住による物的資本移転と相続・贈与税回避に対し、現行法では国籍による課税により対抗しようとしているが、日本国外居住の全日本人を追跡し、情報入手を継続し続けなければならないという非現実的な情報入手が要求されるためにそのような対抗策は妥当ではない。

(3)平成 28 年度

具体的に生活の質保障が問題となる場面を想定して、以下の諸点が指摘される。(a) 自然人の場合、取引先・勤務先等の倒産等により、自らも生活に困窮する場合が生じうるが、美羽担保一般債権のうち債権の性質や債権者の立場を考慮した上で優先すべきもの(扶養債権など)につき、租税債権の優先性を利用しつつ他の私債権者(特に担保権者)を害さないために租税債権と優先すべき無担保債権との優先劣後上の地位をいわば入れ替えることにより、無担保一般債権の優先性を確保する方策導入が、検討されるべきである。(b)今後の情報化社会の進展を見据え

て、情報統制など手続的な側面の規制が喫緊の課題である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 8 件)

高橋祐介、源泉徴収過程における過誤の是正に関する一考察、税法学、査読有、571 号、2014、183-206

高橋祐介、国外移住・国籍離脱と所得・相続・贈与税 ～アメリカの事例を参考にして、租税研究、査読無、785 号、2015、352-360

高橋祐介、税制改正大綱の検討-税法学の観点から(特集 平成 27 年度税制改正大綱の概要と評価)、税研、査読無、181 号、2015、65-70

高橋祐介、納税者番号制度と納税者の秘密の保護、日税研論集、査読無、67 巻、2016 年 183-218

高橋祐介、番号制と情報保護 民間利用を視野に入れて、租税研究、査読無、791 号、2015、107-118

高橋祐介、納税環境の整備(特集 平成 28 年度税制改正と今後の課題)、ジュリスト、査読無、1493 号、2016、45-49

高橋祐介、租税手続法の将来展望、租税研究、査読無、802 号、2016、78-86

高橋祐介、流動財産担保法制と租税債権の優先性、名古屋大学法政論集、査読無、270 号 2017、353-368

〔学会発表〕(計 2 件)

高橋祐介、源泉徴収過程における過誤の是正に関する一考察、日本税法学会第 104 回大会、2014 年 6 月 14 日、立正大学(東京都品川区)

高橋祐介、減額更正後の増額更正により確定した税額と延滞税、日本税法学会中部地区研究会、2016 年 1 月 9 日、ウインク愛知(愛知県名古屋市)

〔図書〕(計 1 件)

谷口勢津夫・田中治・浦東久男・小川正雄・渡辺徹也・高橋祐介・八ツ尾順一・浪花健三・酒井貴子・小塚真啓・岡村忠生[編者]、租税回避研究の展開と課題、ミネルヴァ書房、2015、348(153-183)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

取得状況(計 0 件)

〔その他〕

ホームページ等：なし

6 . 研究組織

(1)研究代表者

高橋 祐介 (TAKAHASHI, Yusuke)
名古屋大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：50304291

(2)研究分担者：なし

(3)連携研究者：なし